

水道料金と下水道使用料の督促手数料・延滞金について

納期限までに水道料金・下水道使用料を完納されない場合、督促手数料及び延滞金が加算されます。納め忘れのないようご注意ください。

- 督促手数料 納期限までに完納されない場合には、発送する督促状1通につき100円の督促手数料が加算されます。
- 延滞金 納期限を過ぎた場合、納期限の翌日から納入までの期間に応じて次表の割合で延滞金が加算されます。

割合の適用期間	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日～ 平成26年12月31日	平成27年1月1日～ 平成28年12月31日	平成29年1月1日～ 平成29年12月31日	平成30年1月1日～ 平成30年12月31日
納期限後1ヶ月以内の割合	4.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%
納期限後1ヶ月以降の割合	14.6%	9.2%	9.1%	9.0%	8.9%

※平成26年1月以降の割合については、下記の方法で算出されています。

	本則	特例(注1)
納期限後1ヶ月以内の割合	7.3%	特例基準割合(注2)+1.0%
納期限後1ヶ月以降の割合	14.6%	特例基準割合(注2)+7.3%

注1) 当分の間、特例が適用されます。

注2) 財務大臣が告示する国内銀行の貸出約定平均金利の年平均(当該年の前々年10月から前年9月までの平均)に1.0%を加算した割合。

○財務大臣が告示する割合

平成26年1月1日～ 平成26年12月31日	平成27年1月1日～ 平成28年12月31日	平成29年1月1日～ 平成29年12月31日	平成30年1月1日～ 平成30年12月31日
0.9%	0.8%	0.7%	0.6%

☆納め忘れなどがないように、便利で確実な口座振替による納付をおすすめします。

【問合せ先】

水道料金に関すること	業務課 TEL76-2301
下水道使用量に関すること	下水道課 TEL71-6101